

令和2年3月31日
国土交通省 関東地方整備局
港湾空港部
横浜市港湾局
政策調整課

－ 記者発表資料 －

「横浜港における台風等の大規模風水害の行動計画」(初版)
「横浜港における首都直下地震発生時の震後行動計画」(第3版)
の取りまとめについて

平成30年の台風21号や24号、令和元年の台風15号や19号などの大規模風水害により港湾施設が被災したことを受け、港湾関係者から構成する横浜港連絡協議会において新たな検討を行い、「横浜港における台風等の大規模風水害の行動計画」を取りまとめました。

また、大規模地震発生時の行動計画として策定している「横浜港における首都直下地震発生時の震後行動計画」について、内容の見直しを行いましたので、あわせてお知らせ致します。

これらの行動計画は、災害発生時に関係者が連携して的確な対応を行うために、共有しておくべき役割や行動をとりまとめたものです。

※主なポイントは裏面をご覧ください。

◇本文

次のホームページをご覧ください。

関東地方整備局 (<https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/03info/03kisyu/2019/200331yokobcp-ver3.pdf>)

横浜市港湾局 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/kikikanri/bcp.html>)

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・横浜海事記者クラブ・横浜市政記者会

お問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課
課長 佐野 幸保(さの ゆきほ)
課長補佐 村上 幸博(むらかみ ゆきひろ)
TEL:045-211-7420 FAX:045-228-5529

横浜市 港湾局
政策調整課長 成田 公誠(なりた こうせい)
TEL:045-671-2877 FAX:045-671-7310

～ 主なポイント ～

1. 「横浜港における台風等の大規模風水害の行動計画」の策定（初版）

- 台風は規模や進路などを事前にある程度予測することが可能であるため、フェーズ別高潮・暴風対応計画を策定し、物流活動を停滞させないようコンテナターミナル等の減災対策などを事前行動として定めています。
- 事前の対策を超える風水害が生じた場合の復旧等についても、被害の少ないコンテナターミナル等の早期供用やアクセスとなる道路・航路の啓開などによる施設利用の最適化などを、事後行動計画として策定しています。

2. 「横浜港における首都直下地震発生時の震後行動計画」の改訂（第3版）

東日本大震災を受けて平成 27 年 3 月に策定しましたが、現状を踏まえて最新の内容に更新します。

○施設整備に伴う更新

緊急物資輸送用耐震強化岸壁として、新港 9 号岸壁の行動計画を追加
幹線貨物輸送用耐震強化岸壁として、南本牧MC 3 岸壁の行動計画を追加

○施設管理者の追加に伴う更新

港湾運営会社の横浜川崎国際港湾(株)を追加し、事前行動及び震後行動計画を更新。

○施設管理に関する更新

港湾運営会社の追加により、重要業務の内容を更新。